

令和 8 年 9 月 15 日
近畿管区行政評価局

介護保険料の賦課等に関する情報収集結果 —行方不明者の取扱いを中心として—

総務省近畿管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の課題や問題を取り上げ、行政運営の改善を図るための調査（行政運営改善調査）及び情報収集活動を企画・実施しています。

当局では、行方不明者の家族からの介護保険料の支払いに関する行政相談等を端緒に、管内 15 市町の行方不明者の介護保険料の賦課等の状況について情報収集を行いました。

その結果について、厚生労働省へ提供したところ、令和 8 年 9 月 8 日、厚生労働省から市町村に対し、介護保険被保険者資格の喪失手続等及び介護保険料返還に係る解釈について、明確化する通知が発出されました。

- ・ 概要
- ・ 情報収集結果

（連絡先）

評価監視部 第 2 評価監視官室

担 当：石川

電 話：06-6941-8905（直通）

E-mail：knk21@soumu.go.jp